

第 5章 地球温暖化対策に向けた各主体の取組

1.各主体の役割

2.各主体の取組

1.各主体の役割

地球温暖化を引き起こす二酸化炭素などの温室効果ガスは、市民の日常生活や事業活動などのあらゆるところで排出されます。そのため、地球温暖化対策の推進にあたっては、市民・事業者・行政といった全ての主体が役割を適切に分担し、かつ、積極的に推進することが求められます。これらを踏まえ、それぞれの主体に期待される役割の基本的事項を取りまとめます。

(1)市民の役割

市民は、温室効果ガスの排出削減にあたって、消費者、地域住民として、自らも温室効果ガスの排出者であることを自覚し、日常生活に関して具体的に行動していくことが必要です。これらの行動が社会全体に広まることが大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムそのものを転換する原動力となりうることから、ものの購入や廃棄などの様々な生活場面において、自らのライフスタイルを見直し、利便性や快適性だけにとらわれない環境にやさしいライフスタイルへの転換を図るとともに、それを周りに広めていく必要があります。

(2)事業者の役割

事業者は、製造等に伴い温室効果ガスを排出するとともに、市民が日常生活で利用する製品等を製造・販売する立場にあることから、それぞれの事業内容に照らしながら効果的な地球温暖化対策を自主的かつ積極的に実施していくことが必要です。特に、従業員等への環境教育の推進や温室効果ガスの排出の少ない製品の開発や廃棄物の減量化策などの環境面での対策や取組に努めるとともに、事業者自らの社会的責任を果たすため、可能な限り地球温暖化対策への取組に関する計画や実施状況を公表していくなど、環境と共生した企業経営を追求していく必要があります。

(3)市民・事業者の取組を促すための本市の役割

本市は、本市域全体の温室効果ガスの排出抑制等に関し、温室効果ガスの排出状況や地球温暖化対策の実施状況を踏まえながら、国・県との連携や市民・事業者・行政などとのパートナーシップにより、きめ細かい地球温暖化対策を積極的に実施していきます。また、市民・事業者の取組を先導し、かつ、促すために、自らの事務事業において環境マネジメントシステムによる手法を活用し、P D C Aサイクルを適切に運用しながら、温室効果ガスの排出抑制等が行われるための様々な措置を講じます。

2.各主体の取組

本市の市民・事業者・行政は、各々の役割のもと、具体的な温室効果ガスの排出抑制のため、今後、以下のような地球温暖化対策のための行動に努めることとします。

(1)市民に求められる取組

日常生活の中において、身の回りの日用品から自家用車などの耐久消費財の購入時には、環境にやさしい製品の購入（グリーン購入）に努めるとともに、様々な省エネルギー、省資源、ごみ減量・リサイクルなどのエコライフ行動を実践し、市民一人ひとりの創意と工夫により、積極的に二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に取り組む必要があります。

1)グリーン購入の推進

a. 家電機器、OA機器などの電気製品や日用品のグリーン購入

省エネラベルで表示されている省エネ基準を達成した製品を選択・購入する。

省エネルギー型のOA機器に表示されている「国際エネルギースター」マークのある機種、又はこれと同等以上の効率を有する機種を選択・購入する。

上記のマークのないものについては、出来るだけエネルギー効率の高い機器を選択する。

省エネルギー・省資源に資するもの、廃棄物の発生抑制につながるもの、使用済製品の再使用されたもの、回収されたものなどを原材料としたリサイクル製品を購入する。

フロン類を使用しないエアゾール製品などを選択する。

b. 自動車のグリーン化

可能な限り、ハイブリット車などの低公害車や最新規制適合車を選択する。

c. 住宅・建築物のグリーン化

住宅・建築物などの新築、増改築にあたっては、冷暖房負荷の低減するため、省エネルギー基準を満たす断熱建材の利用や設計上の工夫を行う。

森林資源の適正な保全を図るため、国産材を使った住宅・建築物を利用する。

e. 新エネルギーの導入

太陽熱温水器・太陽光発電システムなどの自然エネルギーを有効利用した機器や脱フロン冷蔵庫を選択する。

グリーン電力基金に参加する。

2)エコライフ行動の実践

a．冷暖房温度の適正化

自然採光や自然通風を上手な利用するため、夏はカーテンやブラインドによる日差しの調整や雨水を利用した散水により、冬は厚手のカーテンの利用や窓用断熱シートなどのガラスフィルムの使用により、窓からの熱の出入りを調節する。

冷房中の室温は28℃を下回らないよう、また、暖房中の室温は20℃を超えないように設定する。

吸湿速乾性が高いアンダーシャツや発熱する防寒肌着の利用など機能性が高い服装を上手に組み合わせるなど、服装の工夫を図る。

b．節電などの省エネルギー、省資源行動の実践

テレビやエアコンなどの不必要なつけっ放しや使用など電気製品の無駄な使用を控える。

エアコンなど使用期間が限定されているものや、長期間使用しない電気製品は、差込プラグをコンセントから抜き待機時消費電力を削減する。

スイッチ付のテーブルタップの利用により、テレビ、パソコンなどの電気製品の待機時消費電力を削減する。

入浴時や洗顔時のシャワーの流しっぱなしを控える。

給湯温度は出来るだけ低く設定し、特に食器を洗うときは38℃位を目安にする。

電力、ガス、ガソリンなどの使用量を定期的に把握することで無駄なエネルギーを使用していないかどうか確認する。

c．エコドライブの実践

公共交通機関や自転車などの利用により、自動車の利用をできる限り控える。

自動車を利用する場合には、急発進・急加速をしないなどの経済運転や、自動車整備の励行、駐停車時のアイドリングストップの実施に努める。

中長距離の移動に際しては、パークアンドライドやサイクルアンドライドなど可能な限り公共交通機関を利用して移動する。

有料道路自動料金収受システム（ETC）などの交通情報通信システムを利用する。

d．ごみ減量・リサイクルの実践

マイバックなど買い物袋を持参し、過剰包装を断ることにより、ごみの発生抑制を図る。

調理の際は、可能な限り生ごみが発生しないように心掛けるとともに、食品残さなどの厨芥ごみを堆肥化するなど生ごみを有効利用する。

詰め替えできる商品を買って、使い捨て商品を選択しないことにより廃棄物の排出を抑制するとともに、プラスチック製容器包装などの適切な分別を行う。

家具や家電製品は長く、大切に使い、不要になった場合はリサイクルショップやフリーマーケットに提供する。

集団資源回収や事業者による店頭回収などリサイクル活動に協力する。

e . 緑化の推進

家庭や地域での緑化に努め、緑豊かなまちづくりに協力する。
緑と都市を守る様々な活動に参加する。

f . フロン類の適正処理

フロン類の回収と適正処理を図るため、冷蔵庫、エアコンなどフロン類を使用している使用済みの家電製品を小売業者に引き渡す。

カーエアコンの回収とその適正処理の徹底を図るため、自動車の廃棄時には、フロン回収破壊法の登録業者に引き渡す。

(2)事業者に求められる取組

資材調達や製品の輸配送など、あらゆる事業活動を行う際には、自らの活動が環境に与える影響を評価しながら、その改善に向け、グリーン購入やエコオフィス行動を自主的に進める必要があります。さらに、それぞれの創意工夫のもと、環境にやさしい製品の開発・販売に取り組むとともに、地球温暖化対策に向けた国内外の様々な取組に参加するなど、費用対効果の高い効率的な二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制対策に取り組む必要があります。

1)グリーン購入の推進

a . 資材調達や事務用品・事務機器のグリーン化

資材や事務用品などの購入にあたっては、グリーン調達物品などの調達方針を策定し、温室効果ガスの排出抑制・吸収増加に資するものの購入を促進する。

グリーン調達物品などの調達方針の策定に際しては、省エネルギー法による特定機器などや国際エネルギースタープログラムによるオフィス機器などのエネルギー消費効率が高まっている機器や待機時消費電力の少ない機器を選択する。

その他、各種機器の購入に際しては、エネルギー消費効率が高まっている機器や待機時消費電力の少ない機器を選択する。

b . 自動車のグリーン化

使用用途に応じた適切な排気量の自動車や、ハイブリット車などの低公害車や最新規制適合車を選択する。

ディーゼル貨物車などのCNG（圧縮天然ガス）化を図る。

大型貨物車、バスなどへアイドリングストップ装置を導入する。

c . 工場・事業場のグリーン化

工場や事業場などの新築、増改築にあたっては、屋上緑化や自然通風を利用した環境負荷低減化技術を的確に組み合わせることにより、エネルギーの効率的利用を図る。

廊下、給湯室、トイレなどの照明や水道設備などについては、人感センサーや自動水栓など省エネルギー設備の導入を図る。

自らの工場・事業場について、省エネルギーの可能性を客観的に把握するため、ESCO（Energy Service Company）の活用を含め、省エネルギー診断を実施する。

ITを活用して、エネルギーの使用を伴う機器について、最適に制御するための運転管理システムの導入に努める。

d . 新エネルギーの導入

高性能工業炉、レーザー、ボイラーの導入や高効率照明の先導的導入を図る。

太陽光発電、太陽熱利用の他、燃料電池、都市ガスコージェネレーション、バイオマスエネルギーなどの先進性の高いモデル的な事業を推進する。

工場の廃熱等のエネルギーの有効利用（カスケード利用）の促進など、未利用エネルギーの

活用に努める。

2)エコオフィス行動の推進

a . 冷暖房温度の適正化

自然採光や自然通風を上手に利用するため、夏はブラインドやカーテンにより、冬は厚手のカーテンの利用や窓用断熱シートなどのガラスフィルムの使用により、窓からの熱の出入りを調節する。

冷房中の室温は28 を下回らないよう、また、暖房中の室温は20 を超えないように設定する。

ビジネス服や作業服について、夏期は通気性、冬期は保温性を高めるとともに、夏季期間におけるノーネクタイなどの軽装や冬季期間におけるカジュアル服による重ね着など、服装の工夫を図る。

b . 節電などの省エネルギー、省資源行動の推進

残業時、終業時において、不要な照明、OA機器などのつけっ放しなどの無駄なエネルギーの使用を減らす。

使用期間が限定されているものや、長期間使用しない電気製品は、差込プラグをコンセントから抜き待機時消費電力の削減を図る。

電源スイッチ付のテーブルタップの利用により、テレビ、パソコンなどの電気製品の待機時消費電力の削減を促進する。

昼休みなどの時間に、エレベーターの間引き運転や、執務空間での照明の消灯などを行い、省エネルギーの推進を図る。

エネルギー消費設備が効率よく運用されているかを把握するなど、エネルギー管理の徹底を図るとともに、従業員に対し省エネルギーに関する研修の機会を提供する。

社内LAN整備、電子メール活用による情報システムの導入により、ペーパーレス化の推進を図る。

c . 地球にやさしい交通、物流システムの推進

通勤及び事業活動における人の移動に際しては、できる限り鉄道、地下鉄、バスなどの公共交通機関の利用を図るとともに、近距離移動に際しては、徒歩や自転車での移動に努める。自動車を利用する場合には、急発進・急加速をしないなどの経済運転や、自動車整備の励行、駐停車時のアイドリングストップの実施に努める。

貨物輸送に際しては、積載率の向上、鉄道や内航海運など環境負荷の少ない幹線物流のルートを活用して物流の効率化を図る。

業務車両の使用に際しては、交通量が多い平日の午前10時から午前11時の時間帯や毎月5日、10日などを避けるタイムシフトやデイシフトに取り組む。

道路交通混雑の緩和のため、時差通勤や休日の分散化など勤務体制の変更に積極的に取り組む。

d．環境管理の推進

自らの事業活動に対し、温室効果ガスの排出抑制などのための実行計画を策定し、その推進に努める。この際、環境管理の国際基準であるISO14001の認証取得や独自の環境マネジメントシステムの構築も考慮する。

自らの環境に関する経営方針や事業活動方針の中に、地球温暖化防止への取組行動を具体的に定め、具体的に行動するよう努める。

環境保全効果や環境保全コストの把握を行い、これらを環境報告書や環境会計などに取りまとめ、積極的な公表を行うように努める。

e．ごみ減量・リサイクルの推進

事業所や工場から排出される一般廃棄物や産業廃棄物の減量やリサイクルの推進を図る。

工場などでの廃棄物ゼロで100%リサイクルを行うゼロエミッションを目指す。

環境配慮型店舗認定委員会が認定する環境配慮型店舗(エコにこショップ)の認定を目指し、環境に配慮した製品の普及とごみの減量・リサイクルの推進に積極的に取り組む。

f．緑化の推進

事業所内での緑化に努め、緑豊かなまちづくりに協力する。

緑と都市を守る様々な活動に参加し、森林資源の保全を図る。

g．フロン類の適正処理

冷蔵庫、エアコンなどフロン類を用いている使用済みの家電製品を小売業者に引き渡し、フロン類の回収とその適正処理の徹底を図る。

自動車の廃棄時には、フロン回収破壊法の登録業者に引き渡し、カーエアコンの回収とその適正処理の徹底を図る。

廃棄時における製品中フロン類の回収とその適正処理を図るため、冷凍空調機器などをフロン回収・破壊業者などに引き渡す。

冷凍空調機器の廃棄時における製品中のフロン類回収とその適正処理や電気設備におけるSF₆の適正管理を図る。

3)エコビジネスの推進

a . 環境にやさしい製品の開発・販売

大学などにおける研究開発シーズをもとに、低消費電力型の次世代情報デバイス、燃料電池、超高効率太陽電池などの省エネルギーに資する技術開発や二酸化炭素の固定化・有効利用に関する技術開発など地球温暖化対策技術の開発を推進する。

代替フロンなどの温室効果ガスに代わる新規代替物質やフロン類の回収・破壊技術の開発などを行い、代替技術、排出抑制技術の導入を促進する。

b . 製品に係る環境情報やサービスの提供

家電製品、ガス器具、自動車などの開発・製造・販売にあっては、消費者の購入に当たっての判断、使用に当たっての配慮に役立つよう、機器の製造時から廃棄時までのライフサイクル全体における温室効果ガス排出量を把握し、その公表を図る。

住宅、飲食店、小規模小売店などにおける建築物断熱、太陽熱利用、照明・厨房・冷暖房・給湯機器の経済評価を含め、各種製品に係る環境情報の提供やさらに費用対効果が高く温室効果ガスの排出が少ない方法をきめ細かくアドバイスするなどのサービスの提供を推進する。

電力、ガス、ガソリンなどの代金の領収書などに温室効果ガスの排出量を記載するなど家庭などにおける温室効果ガスの排出量を簡便に把握するための手法を検討する。

4)京都メカニズムを通じた市場メカニズムの活用

クリーン開発メカニズム（CDM）事業や共同実施（JI）、排出権取引などの市場メカニズムを通じた費用対効果の高い取組手法を積極的に検討する。

6)地球温暖化防止に向けた活動への参加

行政機関が広報する省エネルギーの取組に協力するとともに、地球温暖化などの地球環境問題に関する知識と、地球温暖化対策としての省エネルギーの重要性についての理解を深める教育や取組を行う。

海外での地球温暖化防止活動に関する技術協力、経済協力などの国際環境協力を行う。

(3)市民・事業者の取組を促すための本市の取組

市民・事業者の環境配慮行動を促していくため、様々な主体間との協働によりその取組の輪を広げていくための取組を行っていきます。また、環境と共生した都市づくりを推進するとともに、これら地球温暖化対策が継続的かつ長期的に行われていくための仕組みを構築していきます。

1) 脱温暖化社会を実現するための新しいパートナーシップの推進

a. 市民や事業者の理解・行動を求める活動の展開

市民や事業者による地球温暖化防止のための自主的な取組を促進するために必要な情報の提供を行う。

環境カウンセラー、NPOなどと協働し、地域特性に応じた身近な環境問題をテーマとした講座を開催するなど、きめ細かな情報の提供に努める。

市民の自主的な取組の透明性・客観性を高めるため、自らの取組による効果を簡易に自己チェックすることにより確認し、計画的に取組を実施していけるような仕組みの整備に努める。環境報告書や環境会計など、自らの環境保全への取組を定量的に評価するための仕組みの導入を事業者に働きかける。

地球環境時代にふさわしい社会システム（サマータイム、夏季一斉休暇など）について、多角的な視点から議論を深める。

b. 環境情報の連携・交流の促進

市民や事業者による地球温暖化防止のための自主的な取組状況の把握に努める。

市民の環境活動の促進や環境に関わる情報の入手の場として、さらに専門的な調査・研究や多様な人材との交流など、環境情報の連携・交流の総合的な拠点機能の整備を図る。

環境に関わる専門的識見や市民を先導して広く活動したいと考える強い意欲のある人材の把握や育成を進め、登録システムなどの整備や活用方法の仕組みづくりに努める。

行政、各種事業者、各種団体、住民のパートナーシップによる地球温暖化対策を本格的に推進するため、重点テーマを設定した具体的な対策プロジェクト、実践活動などの企画・合意形成・実施を推進する組織づくりに努める。

c. 波及効果の高い先導的な取組の促進・支援

波及効果の高い先導的な地球温暖化対策プロジェクトに対する財政的支援、モデル地域の設定などの取組の支援を図る。

2) 都市・地域基盤整備による脱温暖化社会の推進

a. 脱温暖化の都市・地域基盤整備の推進

都市緑地の整備、屋上・壁面の緑化、都市内の水面の確保などによるヒートアイランド現象の緩和への取り組みを図る。

市街地の拡大をできるだけ避けた、エネルギー消費効率がよく、環境負荷の集中を避けたコンパクトな都市の形成を図る。

地域における自然エネルギーの有効利用や効率的なエネルギー利用などの推進を図る。

化石燃料などの資源消費の抑制を図るため、木材などの木質バイオマスの有効利用を推進する。

地域における循環型社会を形成するためのコーディネーターとして、自ら廃棄物の適正処分・リサイクルの推進に努めるとともに、循環を軸にしたまちづくりを進めるため、各種のキャンペーンを実施する。

環境の保全と創造に向けた都市基盤整備を進めるとともに、様々な社会資本の整備において環境と調和する技術の導入を推進するよう、調査・検討とその指針づくりに努める。

b. 交通体系のグリーン化

温室効果ガス排出の少ない交通手段である地下鉄、バスなどの公共交通機関の整備とその利用の推進を図る。

自転車道路の整備や自転車・自動車の共同利用のための仕組みづくりを図り、自動車へ過度に依存しない生活スタイルの定着を図る。

温室効果ガス排出の少ない低公害車の普及を図るため、天然ガス自動車や電気自動車用の燃料供給施設などの整備を図るとともに、駐車場などにおける低公害車の利用者への優遇策を講ずる。

交通流を円滑化し渋滞による温室効果ガスを削減するため、交通マネジメント（TDM）施策を推進するとともに、交通ボトルネックの解消のため、信号制御の最適化、交差点の改良、有料道路自動料金収受システム（ETC）などITの活用を図る。

物流対策として、エネルギー消費効率も含め、より環境への負荷の少ない輸送手段と協調しつつ、共同輸配送システムの確立や物流拠点施設の確保を図るなど、貨物自動車輸送による物流における効率化策を講ずる。

c. 吸収源対策

森林の整備・保全の推進を図り、二酸化炭素吸収量を確保する。

都市における緑の保全・創出・普及を図り、緑豊かでゆとりと潤いのあるまちづくりを推進する。

d．京都メカニズムを通じた市場メカニズムの形成

京都議定書において目標達成のために補足的に他国における削減量などを活用する措置として認められているクリーン開発メカニズム（CDM）事業、共同実施（JI）、国際排出メカニズムを通じた費用対効果の高い取引手法の円滑な実施を図るための施策を検討する。

3）脱温暖化社会を構築するための仕組みづくり

a．開発手続き的手法によるまちづくりの推進

地球温暖化対策促進の視点から、事業者による環境管理の取組を促進するとともに、環境影響評価などの手続きにあわせて、地球環境影響配慮項目として、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減の取組を開発事業者に対し求める。

b．経済的手法の仕組みづくりの検討

地球温暖化対策に繋がる独創的・先端的な環境保全技術の研究開発や研究開発成果の産業化支援などを検討する。

市民・事業者などの各主体の自主的な取組を促進するため、エコマネーなどの経済的手法を活用した地球温暖化対策のあり方について検討する。

c．より実効性が高まる自主的手法の仕組みづくりの検討

温室効果ガス排出量と地球温暖化対策への取組効果を把握し、地球温暖化対策の取組について適切な改善を加えながら推進していくための進行管理体制を構築する。

市民・事業者の地球温暖化対策を着実に促進するため、自主的行動を促すマニュアル作成などの支援方法について検討する。

温室効果ガスの削減目標を含む自主的な環境保全協定など、事業者による自主的な温室効果ガスの削減に向けた取組を促す仕組みづくりについて検討を進める。